

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2025 年 6 月 6 日

株式会社N F Kホールディングス

2025 年 6 月 6 日

株式交付に係る事前開示書面

東京都港区南青山七丁目 8 番 4 号
株式会社 N F K ホールディングス
代表取締役社長 豊田 悦章

当社は、2025 年 6 月 6 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2025 年 8 月 20 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社キャストリコ（以下「キャストリコ」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うことといたしました。本株式交付に関し、会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条第 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

当社は、本株式交付に際して譲り受けるキャストリコの普通株式の数の下限を、457,200 株と定めております。

当社は、キャストリコの 2025 年 6 月 6 日付の履歴事項全部証明書の記載から、キャストリコの普通株式の同日現在における発行済株式総数が 2,264,000 株であること、キャストリコは同日現在において議決権のある種類株式を発行していないこと、及び、キャストリコが発行している新株予約権は第 1 回新株予約権のみであること、第 1 回新株予約権の行使可能期間は本株式交付の効力発生日以降であることを確認し、同履歴事項全部証明書が同日現在のキャストリコの発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他キャストリコの株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定はないことをキャストリコに確認いたしました。また、当社は、同日、キャストリコの一部の株主（持株比率の合計 13.61%）及び代表取締役を含む取締役 5 名（同日における同社の取締役の員数は 5 名）との間で、本効力発生日までの間、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他キャストリコの株式に転換可能な権利の発行又

は付与をキャストリコをして行わせないことを合意いたしました。さらに、当社は、同日、キャストリコの第 1 回新株予約権の新株予約権者は、キャストリコと新株予約権者との間の割当契約の規定により、同日から本効力発生日までの間に第 1 回新株予約権を行使することができないことをキャストリコに確認いたしました。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるキャストリコの普通株式の数の下限を 457,200 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

キャストリコの発行する新株予約権を譲り受けることとしておりませんので、該当事項はありません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付に際して、会社法第 816 条の 8 第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

株式交付計画の内容

株式交付計画書

株式会社N F Kホールディングス（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社キャストリコ（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社キャストリコ

住所：東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ29階

第2条（株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、457,200株とする。

第3条（対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に9.34を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式9.34株を割り当てる。

3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金0円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

第5条（申込期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2025年8月4日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合に、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2025年8月20日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（簡易株式交付）

甲は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第 2 項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

1. 本計画の作成日から本株式交付に係る公開買付けが開始されるまでの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

2. 本株式交付に係る公開買付けが開始された以降、効力発生日（第 6 条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間において、本株式交付に係る公開買付けの条件を金融商品取引法に従って甲が変更し又は当該公開買付けを同法に従って甲が撤回した場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに甲の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

2025 年 6 月 6 日

東京都港区南青山七丁目 8 番 4 号
株式会社 N F K ホールディングス
代表取締役社長 豊田 悦章

会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに、会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当社は、キャストリコの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 9.34 株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりキャストリコの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。

当社が譲り受けるキャストリコの普通株式の数の下限は、457,200 株とします。

本株式交付に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 9 階 代表取締役 能勢元）（以下「TFA」といいます。）に当社及びキャストリコの株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。なお、TFA は、当社及びキャストリコの関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

当社は、株式交付比率については、上記に記載の TFA が算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFA によるキャストリコの株式価値の算定結果を参考に、キャストリコの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、また、当社及びキャストリコ株主との間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関との関係

本株式交付に係る割当ての内容の算出にあたって、当社は両社から独立した第三者算定機関である TFA に当社およびキャストリコの株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼しました。

② 算定の概要

TFA は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式及びキャストリコ株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社については、当社の普通株式が東証スタンダード市場に上場しており、一定の流動性も有していることから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2025 年 6 月 5 日を算定基準日として、当社の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値及び直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の単純平均値を基に、当社の株式価値を分析しております。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	83円 ～ 92円

また、キャストリコについては、将来の事業活動を評価に反映するために DCF 法等の各手法を用いてキャストリコ株式の株式価値の算定を行い、当社は TFA から 2025 年 6 月 5 日付けで株式交付比率算定書を取得しました。また、当社は TFA から、本株式交付比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

TFA によるキャストリコ株式の 1 株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果(円)
DCF 法	697円 ～ 851円
類似会社比較法	558円 ～ 989円

DCF 法では、キャストリコより取得した事業計画書(2025 年 10 月期から 2027 年 10 月期)に基づき、営業利益(EBIT)から営業利益ベースでの法人税を控除した税引後営業利益(NOPLAT)に減価償却費の増減を加算したものをフリー・キャッシュ・フローとして定義しております。当該事業計画の経営数値目標を参考に、直近までの業績の動向、想定されるシナジー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して当社において調整を行ったキャストリコの将来の収益予想に基づき、キャストリコが 2025 年 10 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、キャストリコの企業価値や株式価値を算定し、キャストリコ株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、697 円から 851 円までと算定しております。

類似会社比較法では、キャストリコと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、キャストリコ株式の株式価値を分析し、キャストリコ株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 558 円から 989 円までと算定しております。

当社は TFA によるキャストリコの株式価値の算定結果を参考に、キャストリコの財務状況、資産の状況を確認し、財務予測等の将来的な見通しなどを踏まえながら、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれ

の株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

この結果、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、キャストリコの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果
8株 ～ 10株

TFAは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交付比率の分析は、2025年6月6日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付に際して、当社の資本金及び準備金の額は変動しません。

株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください

事業報告

(2023年11月1日から)
(2024年10月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、地政学リスクの長期化や資源・原材料価格の高止まりなど懸念が残るものの、各国の物価高抑制策を受けて概ね緩やかな回復基調で推移しております。米国は底堅い雇用・所得環境を背景に堅調に推移した一方で、欧州は金融引締め継続等により足踏みにあり、中国も外需関連を中心に回復の動きが見られるものの、内需関連での弱含みの動きが続くなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。日本経済は、企業収益改善を背景に設備投資拡大に向けた動きもあり、世界的な物価上昇の影響は受けつつも、インバウンド需要の回復や個人消費の持ち直し等が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、世界的な金融引締めや中国経済の停滞など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクや、物価高騰、為替変動、人手不足等の影響が懸念されます。

当社の属する半導体業界においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)やIoT化の動きは継続しているものの、ノートパソコンや通信機器の最終需要が一巡したことにより、サプライチェーン全体で設備投資の調整局面が続いております。一方、今後は生成AI向けの演算用半導体や電気自動車(EV)向けのパワー半導体などの需要の伸長、また、ノートパソコンやスマートフォンなど民生品向け需要の回復など、半導体製造装置市場は中長期的に成長を続けると見込まれております。

このような経営環境下において、売上高は3,495,393千円(前事業年度比3.4%増加)、営業利益は311,903千円(同5.1%増加)、経常利益は313,239千円(同4.8%増加)、当期純利益は214,874千円(同11.2%増加)となりました。

事業別の売上高は以下の通りであります。

プロダクツ事業の売上高は378,112千円(前事業年度比2.8%増加)となりました。大型装置の受注が引き続き堅調に推移したものであります。

エンジニアリング事業の売上高は593,616千円(前事業年度比23.5%増加)となりました。人員増強等により受注が好調に推移したものであります。

システム事業の売上高は2,430,645千円（前事業年度比3.3%減少）となりました。主要装置の受注はやや伸び悩んだものの、その他の受注は概ね堅調に推移しております。

（2）資金調達等の状況

当事業年度において、運転資金として金融機関より短期借入金として2,340,700千円の資金調達を行いました。

（3）設備投資等の状況

当事業年度において、当社は46,666千円の設備投資を行っております。主な内訳は、建物附属設備20,580千円（本社内装工事等）、ソフトウェア19,052千円（アプリ、システム改修等）及び工具、器具及び備品6,400千円（本社OA機器等）であります。

（4）直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期 2021年10月期	第28期 2022年10月期	第29期 2023年10月期	第30期 2024年10月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	3,624,279	2,927,159	3,381,392	3,495,393
経 常 利 益 (千円)	171,790	208,635	298,813	313,239
当 期 純 利 益 (千円)	112,912	130,766	193,231	214,874
1株当たり当期純利益 (円)	64.01	64.14	87.67	97.49
総 資 産 (千円)	1,423,814	2,286,322	2,198,358	2,288,407
純 資 産 (千円)	512,564	1,004,120	1,191,842	1,401,206

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2023年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。上表においては、2021年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 人材の確保・育成について

今後更なる業容拡大を図るためには、引き続き高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題となっております。そのため、積極的に人材確保を行うとともに、国内のみならず海外の大学との連携強化、外部等との関係を緊密に構築して参ります。

② 内部管理体制の強化について

当社は、更なる成長を実現できる企業体質を確立するため、リスク管理や企画・管理本部を始めとする内部管理体制の強化が引き続き重要な課題であると認識しております。そのため、継続的に人員を増強し、社内規程等の整備を進めるとともに、その適正な運用体制の構築を図ることにより、効果的かつ効率的な業務改善を積極的に進めて参ります。

③ 多様な顧客基盤の構築について

当社は、既存顧客からの注文に依存する割合が高いことから、今後の持続的な企業成長を図るために、事業開発本部を中心とした新規顧客の開拓営業に努めて参りました。今後は、営業活動を推進するための営業職の人材確保を行い、新規取引先の開拓及び既存顧客の取引拡大・強化に積極的に取り組んで参ります。

(6) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

① プロダクツ事業

半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫したEMSサービス

② エンジニアリング事業

ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービス業務

③ システム事業

メカトロニクス設計開発から加工・組立・製造

④ その他事業

環境関連装置事業及びDX事業等

(7) 主要な営業所（2024年10月31日現在）

本 社	東京都中央区
横 浜 事 業 所	横浜市都筑区
熊 本 事 業 所	熊本市東区

(8) 従業員の状況

2024年10月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均勤続年数（年）
121名（5名）	6名増（3名増）	4.3

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

2024年10月31日現在

借入先	借入金残高
朝日信用金庫	264,530千円
株式会社三菱UFJ銀行	116,000千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,204,000株（自己株式60,000株を除く）
 (3) 株主数 31名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持株比率（％）
株 式 会 社 N F K ホ ー ル デ ィ ン グ ス	645,000	29.26
吉 田 隆 治	287,000	13.02
塩 田 秀 明	200,000	9.07
佐 川 達 也	110,000	4.99
都 留 顕 二	100,000	4.54
三 浦 隆 夫	100,000	4.54
有 限 会 社 清 水 エ イ ジ ェ ン シ ー	100,000	4.54
丸 文 株 式 会 社	100,000	4.54
塩 田 育 代	64,000	2.90
田 邊 勝 己	50,000	2.27
モ ダ ン パ ス 合 同 会 社	50,000	2.27

（注）持株比率は自己株式60,000株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

	第 1 回 新 株 予 約 権
発行決議の日	2024年 1 月30 日
新株予約権の数	905個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式90,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1 個当たり120,000円
新株予約権の行使期間	自 2026年10月 1 日 至 2034年 1 月30 日
新株予約権の行使の条件	(注)
使用人等の保有状況	当社従業員109名

(注) (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人の地位又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(3) その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 川 達 也	－
取締役副社長	三 浦 隆 夫	－
常 務 取 締 役	都 留 顕 二	企画・管理本部長
取 締 役	加 藤 祐 蔵	(株)NFKホールディングス 取締役
取 締 役	上 出 勝	恵比寿法律事務所 所長
常 勤 監 査 役	中 山 雅 人	－
監 査 役	小 谷 浩	－
監 査 役	谷 光	(株)桜美林エリアデザイン研究所 代表取締役社長

(注1) 加藤祐蔵氏、上出勝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 中山雅人氏、小谷浩氏、谷光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 中山雅人氏は、事業会社において長年経理部門に従事し、また、経理担当取締役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

社外取締役豊田悦章氏は当事業年度中の2024年9月27日付で辞任いたしました。

地 位	氏 名	辞任時点の担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	豊 田 悦 章	(株)NFKホールディングス 代表取締役

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外役員との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

(7) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人数 (人)	報酬等の種類別の額（千円）				摘 要
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	計	
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	57,960 (3,600)	—	—	57,960 (3,600)	(注1)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,000 (9,000)	—	—	9,000 (9,000)	
計	9 (6)	66,960 (12,600)	—	—	66,960 (12,600)	

(注1) 2024年9月に退任した豊田悦章氏の役員報酬が含まれております。

(注2) 取締役会は、代表取締役社長佐川達也氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(注3) 取締役の報酬限度額は、2022年1月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

(注4) 監査役の報酬限度額は、2017年1月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は1名（うち社外監査役1名）であります。

(8) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	豊 田 悦 章	当事業年度に開催された取締役会のうち、取締役を辞任するまでの在任期間に開催された18回中18回に出席し、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めました。
取締役	加 藤 祐 蔵	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回に出席しており、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めております。
取締役	上 出 勝	当事業年度に開催された取締役会のうち、取締役就任後に開催された2回中2回に出席しており、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めております。
監査役	中 山 雅 人	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回、監査役会の14回中14回に出席しており、必要に応じて重要な社内会議に出席する他、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク等について、代表取締役と意見交換を実施しております。また、取締役及び使用人等からも職務の執行状況についての報告や往査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行っております。
監査役	小 谷 浩	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回、監査役会の14回中14回に出席し、必要に応じ、エレクトロニクス業界での長年の実務経験から培った専門的見地からの発言を行っております。
監査役	谷 光	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回、監査役会の14回中14回に出席し、必要に応じ、事業会社の営業部門における実務経験や海外赴任で培った見識、大学教員としての専門的見地からの発言を行っております。

(9) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人コスモス

(2) 会計監査人との責任限定契約の内容

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

〔1〕取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で決裁権限を明確化します。また、監査役による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックの他、監査室及び外部監査法人による業務監査・会計監査をあわせて実施します。

〔2〕取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な文書等に関しては、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理いたします。

〔3〕損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業リスク（経営目標を阻害する恐れのある不確実性を伴う事象や行為）を認識・理解し、コントロールするため、全役職員が行動する企業風土の構築及び体制の確立が当社のリスク管理の基盤となっております。リスク管理の徹底を図るため、想定しうる事業リスクを的確に把握・評価し、積極的に経営戦略の中に取り組んでいく必要があるという認識に立ち、情報の共有化と経営体制の強化に繋げております。

〔4〕取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

〔5〕使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。コンプライアンス体制の基本として、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コ

ンプライアンスに関する全社の方針、行動規範を遵守し、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

[6] 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の組織・担当者は置いておりませんが、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」を制定し、監査上の必要があるときは監査室等に報告を求め、又は特定事項の調査を依頼することができるよう定めております。

[7] 上記[6]の取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の上記[6]の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者を置く場合は、取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役会の同意の上、取締役会において決定します。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、その指示に関する限りにおいては、他の取締役の指揮命令は受けないものとします。

[8] 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしています。また、監査役は、必要に応じて当社の業務執行状況について取締役又は使用人に報告を求めることができます。

[9] 上記[8]の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告に関しては、内部通報に係る報告以外であっても、通報者保護の基本原則を遵守し、当該報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

[10] 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

[11] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監

査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

また、当社の内部監査は、監査室が主管部署として、業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、監査室長より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

なお、監査室、監査役会及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで実効性かつ効率的な三様監査を実施できる体制になっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

〔1〕 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

〔2〕 コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は、当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告・相談するための体制を設けており、この報告・相談体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

〔3〕 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,010,216	流 動 負 債	631,594
現金及び預金	296,924	買 掛 金	259,452
受 取 手 形	3,972	短 期 借 入 金	116,000
売 掛 金	694,624	1年内返済予定の長期借入金	14,280
電子記録債権	2,144	未 払 金	161,128
商品及び製品	171,606	未 払 法 人 税 等	53,336
仕 掛 品	539,308	未 払 消 費 税 等	20,257
原 材 料	307,459	預 り 金	4,971
前 払 費 用	37,699	そ の 他	2,167
そ の 他	884	固 定 負 債	255,606
貸倒引当金	△44,407	長 期 借 入 金	250,250
		その他の引当金	5,356
固 定 資 産	278,191	負 債 合 計	887,200
有 形 固 定 資 産	148,762	純 資 産 の 部	
建物（純額）	4,085	株 主 資 本	1,401,206
建物附属設備（純額）	115,818	資 本 金	282,480
機械及び装置（純額）	12,568	資 本 剰 余 金	184,397
工具、器具及び備品（純額）	16,289	資 本 準 備 金	182,600
無 形 固 定 資 産	25,328	その他資本剰余金	1,797
ソフトウェア	24,534	利 益 剰 余 金	937,849
そ の 他	793	利 益 準 備 金	8,638
投資その他の資産	104,100	その他利益剰余金	929,211
投資有価証券	2,000	繰越利益剰余金	929,211
出 資 金	101	自 己 株 式	△3,520
長期前払費用	2,934	純 資 産 合 計	1,401,206
繰延税金資産	32,020	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,288,407
敷 金	55,557		
そ の 他	11,486		
資 産 合 計	2,288,407		

損 益 計 算 書

(2023年11月 1 日から)
(2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,495,393
売 上 原 価		2,572,846
売 上 総 利 益		922,547
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		610,643
営 業 利 益		311,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	262	
受 取 賃 貸 料	5,550	
そ の 他	238	6,087
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,254	
そ の 他	497	4,751
経 常 利 益		313,239
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	2,512	2,512
税 引 前 当 期 純 利 益		310,727
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	103,102	
法 人 税 等 調 整 額	△7,250	95,852
当 期 純 利 益		214,874

株主資本等変動計算書

(2023年11月1日から)
(2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	282,480	182,600	1,797	184,397	8,087	720,397	728,484	△3,520	1,191,842	1,191,842
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△5,510	△5,510		△5,510	△5,510
利益準備金の積立					551	△551	－		－	－
当 期 純 利 益						214,874	214,874		214,874	214,874
当期変動額合計	－	－	－	－	551	208,813	209,364	－	209,364	209,364
当 期 末 残 高	282,480	182,600	1,797	184,397	8,638	929,211	937,849	△3,520	1,401,206	1,401,206

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

① 商品

 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 製品、仕掛品

 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料

 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	26年
建物附属設備	8～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

 均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(1) プロダクツ事業

半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫したEMS（電子機器受託製造サービス）を行っております。サービス又は製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。顧客の検収により、支払を受ける権利が確定するため、その時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は、ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらは、エンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(3) システム事業

システム事業は、メカトロニクス設計開発から加工・組立・製造を行い、顧客に納入することを主な履行義務としております。一定の期間にわたり移転される財又はサービスであるものの、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点として、顧客が検収した時点をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プロダクツ 事業	エンジニア リング事業	システム 事業	その他	合計
一時点で移転される財 又はサービス	378,112	74,338	2,430,645	93,020	2,976,115
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス (注)	—	519,278	—	—	519,278
顧客との契約から生じる収益	378,112	593,616	2,430,645	93,020	3,495,393
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	378,112	593,616	2,430,645	93,020	3,495,393

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(契約資産の残高等)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	9,083	3,972
売掛金	432,839	694,624
電子記録債権	1,013	2,144
契約資産	—	—

(残存履行義務に配分した取引価格)

当社は残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積り)

当事業年度の計算書類において、繰延税金資産32,020千円を計上しております。

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金 1,000千円

(上記に対応する債務) 該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 57,411千円

3. 保証債務残高 41,387千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数：普通株式 2,264,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数：普通株式 60,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年1月30日 定時株主総会	普通株式	5,510	25.0	2023年10月31日	2024年1月31日

(注) 2023年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月11日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。上記の1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日 定時株主総会	普通株式	5,510	利益剰余金	2.5	2024年10月31日	2025年1月31日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払金及び未払事業税であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	264,530	258,903	△5,626
負 債 計	264,530	258,903	△5,626

（注）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	258,903	—	258,903
負 債 計	—	258,903	—	258,903

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額

635円76銭

2. 1株当たり当期純利益

97円49銭

（注）1株当たり当期純利益は、当事業年度に行った株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月24日

株式会社キャストリコ

取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 富田昌樹
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂尚徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャストリコの2023年11月1日から2024年10月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月24日

株式会社キャストリコ 監査役会

常勤社外監査役	中	山	雅	人	⑩
非常勤社外監査役	小	谷		浩	⑩
非常勤社外監査役	谷			光	⑩

以 上